

# 島田市では遺贈寄附を受け入れています



## 思いやりが循環する社会へ「遺贈寄附」をご存知ですか？

「自分が亡くなった後、預貯金の一部を生まれ育った島田市のまちづくりに役立ててほしい」  
「思い入れのある島田市へ預貯金の一部を寄附して将来に役立ててほしい」島田市ではこのようなご要望にお応えするため、「遺贈による寄附」の相談を承っております。

いただいた寄附は、島田市の様々な事業や活動に活用いたします。ご自身の預貯金の一部を「自分のやりたかったこと」や「大切にしてきた価値観」として、未来へ繋ぐことのできる新しい社会貢献のかたちです。

## 遺贈寄附とは

生前に遺言書など一定の条件を満たした方法により、ご本人の意思を遺しておき、お亡くなりになった後、預貯金の一部またはすべてを、ゆかりのある自治体や団体に寄附することを「遺贈寄附」といいます。

## 遺贈寄附の使い道

皆様からの遺贈寄附につきましては、寄附者のご意思を尊重し、市政運営に活用させていただきます。

### ◆遺贈寄附の使い道の一例



環境施策の推進

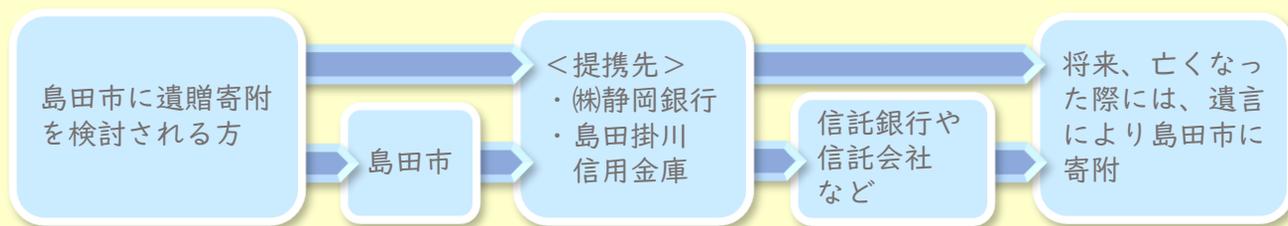


子育て支援の充実



医療設備の充実

## 遺贈寄附の流れ



## 島田市提携先金融機関について

寄附をするための遺言書の作成には、専門的な知識が必要となります。金融機関の遺言信託を利用することで、契約に応じて費用が生じますが、専門家による助言や相続の執行が可能となります。

島田市は、静岡銀行、島田掛川信用金庫との提携により、ご相談が初回無料で受けられますので、是非ご利用ください。

### 【お問い合わせ先】

静岡銀行島田支店 預り資産担当

☎ 0547-37-3132 (直通)

平日：9時～17時まで (土日祝及び12月31日～1月3日は除く)

島田掛川信用金庫 地域サポート部

☎ 0547-37-5189

平日：9時～17時まで (土日祝及び12月31日～1月3日は除く)



静岡銀行



島田掛川信用金庫